

Title	中小企業の技術開発に対するサポイン法の支援効果の分析
Author(s)	田口, 左信
Citation	年次学術大会講演要旨集, 23: 320-321
Issue Date	2008-10-12
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/7564
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

1 F 1 3

中小企業の技術開発に対するサポイン法の支援効果の分析

○ 田口左信（経済産業省）

1. サポイン法（正式名称「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(H18 年法律第 33 号)」）の概要

（１）特定モノ作り基盤技術高度化指針の策定　　－　経済産業大臣が、「特定モノ作り基盤技術」（注）を指定し、各技術について、その高度化のため、川下産業の最先端ニーズを反映して行われるべき研究開発等の内容、人材育成・知的資産活用の在り方、取引慣行の改善等に関する将来ビジョンたる指針を策定

（注）相当部分が中小企業によって行われ、その高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資する技術。

現在、めっき、鋳造、金属プレス加工、鍛造、熱処理、切削加工、金型、動力伝達、位置決め、真空の維持、部材の結合、組み込みソフトウェア、電子部品・デバイスの実装、織染加工、プラスチック成形加工、高機能化学合成、発酵、粉末冶金、溶接、溶射の、それぞれに係る技術として 20 分野が指定

（２）研究開発計画等の作成・認定　　－　上記（１）の高度化指針に沿って、中小企業が（他の事業者と協力して）自ら行う研究開発等に関する計画を作成し経済産業省へ申請。それを経済産業大臣が個別に認定

（３）戦略的・重点的な施策展開　　－　上記（２）にて認定を受けた中小企業への支援措置として、研究開発に対する助成（戦略的基盤技術高度化支援事業）、金融の円滑化措置（中小企業信用保険法の特例措置、中小企業投資育成株式会社法の特例措置、中小企業金融公庫による融資）、特許化に係る特例措置あり。

2. 分析対象としているサポイン法による認定・支援プロジェクト

近畿地方（福井、滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山の 2 府 5 県）の案件で、2007/4/24 時点で 104 プロジェクト。

ただし、いずれも、開発途中（試作・実験を繰り返している状況）であり、商品化・上市に至っているものはない。

3. サポイン法による認定企業のいくつかの事例（ヒアリング調査より）

（１）A 社

- ・ 対象：マグネシウム製の高強度のねじ作成
- ・ 主要な参画企業は 3 社、大阪府立大のある教授主催の研究会で知り合った
- ・ メインの企業の技術開発態勢は、機械系学部卒の 5 人
- ・ サポイン法に基づく補助制度は、サーボプレス機(2,500 万円)の導入に充当。サポイン法による認定のメリットは、この補助
- ・ 自己資金等が厚く、現在の本業（他品種のステンレスねじ）で利益を上げているから、新素材に取り組んでいるとの説明。

（２）Ｂ社の場合

- ・ 対象：カーボンナノチューブで被覆したボルト・ナットの開発（2009/4 目途に商品化）
- ・ 技術開発態勢は、化学・金属・冶金等出身の学部卒の 10 人
- ・ 京都大の教授の協力を得ているが、アドバイス程度
- ・ サポイン法による認定のメリットは、開発の加速（開発担当者の意欲増大）、開発資金獲得
- ・ 現在の主力商品は、フッ素樹脂で被覆したボルト類（原発等用）

３． ヒアリング調査からの分析

- ・ 認定のメリットは、資金的支援（委託費）による開発機器（500–3,000 万円程度）の購入が容易に
- ・ In-house で技術開発に当たる人員は、5–10 人程度の学卒（工学系）が中心
- ・ 技術開発における大学等との連携は限定的、公設試の方がよく使われている。
- ・ 技術開発自体は、試作・物性検査の繰り返しが太宗
- ・ 認定プロジェクトを担う中小企業自体、現在の事業に安定的収益が挙がる事業を有しており、サポイン法の支援がなくても、自己資金等でその技術開発プロジェクトを実施すると回答している企業が多い。